中労委、昭47不再62、昭47.11.１

命　　令　　書

再審査申立人　　埼新印刷株式会社

再審査被申立人　　埼玉新聞労働組合

主　　文

１　初審命令主文第２項を次のとおり改める。

再審査申立人は、再審査被申立人組合員であることを理由として、非組合員と差別して賃上げの実施期日を遅らせて不利益な取扱いをしてはならない。

２　再審査申立人のその余の申立てを棄却する。

理　　由

第１　当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、初審命令理由第１認定した事実と同一であるのでこれを引用する。

第２　当委員会の判断

埼新印刷株式会社（以下「会社」という。）は、会社が埼玉新聞労働組合（以下「組合」という。）の組合員に対し賃上げを認めず、非組合員と差別して旧給与を支給していることは不当労働行為に該当するとした初審判断を争い、次のとおり主張するので以下判断する。

１　会社は、従業員の労働条件はすべて密接な関連のうえに成立っているものであり、組合から賃上げほか16項目の諸要求を含む統一要求がなされ、これに対する団体交渉も会

社の回答も統一的になされているのであるから、このうちの１項目（賃上げ）についての協定締結を強制されるいわれはなく、したがって統一労働協約は未締結なのであるから組合員に旧給与を支給することはやむをえないことである、と主張する。

しかしながら

⑴　組合が昭和47年度賃上げ要求とともに16項目の諸要求を同時にしているからといって、諸要求の内容からみてこれらが直ちに賃上げ要求と一体不可分なものとは認められず、会社の主張するように統一的な解決にあくまで固執しなければならない性質の問題とは考えられない。

⑵　しかも、前記第１認定のとおり、組合は、賃上げについては会社回答を受諾し、諸要求については継続交渉することを決定し会社に申入れているのであるから、会社が賃上げについて組合と協定し実施することに支障はなかったものといわざるをえない。

⑶　したがって、会社が、非組合員には諸要求を含め会社回答の通り実施することを建前として４月以降新給与を実施し、組合とは諸要求の未解決に藉口して賃上げ協定を締結せず、組合員に新給与を支給していないことは不利益取扱いと認められ、このことは組合の組合員を差別し不利益取扱いをすることにより、組合員の動揺を図り、組合の弱体化を意図したものと考えざるをえず、これを不当労働行為に該当するとした初審判断は相当である。

２　なお、会社は、本件は労働条件に関する紛争の調整にかかわる事件としての性格をもつものであって、不当労働行為の問題ではないと主張する。

しかしながら、仮りに調整になじむ事件であったとしても不当労働行為の問題としえないわけではなく、しかも、前記第２の１判断のとおり、本件賃上げ協定の締結拒否に合理的理由が認められず、他方、非組合員に新給与を実施し、組合の組合員に実施しなかったことが不当労働行為と認められる以上、会社の主張は採用できない。

３　また、会社は、初審命令主文第２項は抽象的で行政処分の本質上違法であると主張する。

しかしながら、①昭和43年には賃上げの実施時期につき非組合員と差別したこと、②44

年には春闘、一時金の時期に支配介入行為をしていること、③45年には時間外労働につき非組合員と差別したことおよび、④46年には賃金、一時金につき非組合員と差別したこと、につき過去４年間４回にわたって組合から初審地労委に不当労働行為の救済申立てがなされており、①、②は和解が成立し、③、④については同地労委から救済命令が発せられていることは当委員会に顕著な事実である。

したがって、このような諸事情をあわせ考えると、会社がなお不当労働行為を繰返すおそれもあるので、本件の如く賃上げの実施期日において組合の組合員であることを理由として非組合員と差別して不利益な取扱いをすることがないように命ずることは妥当な措置というべく、初審命令主文第２項もこの趣旨から発せられたものと考えられるが、主文のとおり変更することを相当と認めた次第である。

よって、労働組合法第25条、同第27条および労働委員会規則第55条を適用して主文のとおり命令する。

昭和47年11月1日

中央労働委員会

会長　石　井　照　久